

<子の引渡し調停>

1 概要

離婚後、親権者として養育していた子どもを親権者でない前夫又は前妻が連れ去ってしまったというような場合に、その子どもを取り戻すためなどに家庭裁判所に調停の申立てをすることができます（親権者でない者が、親権者に対して子どもの引渡しを求めるためには、原則として、親権者変更の申立てを併せて行う必要があります。）。

なお、この手続は、離婚前であっても、両親が別居中で子どもの引渡しについての話し合いがまとまらない場合に、利用することができます。ただし、この場合は、原則として、子の監護者の指定の申立てもする必要があります。

子の引渡しは、子どもにとっては生活の場所を移ることを意味しますから、生活の場の変化が子の健全な成長に悪影響を与えないよう留意する必要があります。調停手続では、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境等を考えて、子どもに精神的な負担をかけることのないように十分配慮して、子どもの意向も参考にして取決めができるように、話し合いが進められます。また、子の引渡しの取決めに際しては、子の引渡しを行う際に父母が注意する必要がある事項について裁判所側から助言したりします。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

また、子どもに差し迫った危険がある場合等、今の状態を放置していたのでは調停又は審判による紛争の解決を図ることが困難になる場合には、家庭裁判所は、調停又は審判の申立てのほかに保全処分（保全処分）の申立てにより、申立人に子どもを仮に引き渡すように命ずる処分（保全処分）についての判断をすることができます。

2 申立人(申立てができる人)

父
母

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く），亀岡市，船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市，京丹後市，与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市，綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・対象となる子ども1人につき1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚，10円切手×10枚 5円切手×10枚，2円切手×10枚 1円切手×10枚	
③	申立書・・・原本1通，写し1通	
④	資料5—1 進行に関する照会回答書（申立人用）	
⑤	資料6 現住所及び送達場所等の届出書（場合によっては現住所秘匿の上申書）	
⑥	対象となる子ども（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明書）※2	

提出の際には、必ず資料7「調停で書類を提出される方へ」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 3か月以内に発行されたものを提出してください。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）